

四條畷市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和7年4月1日作成

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立及び社会参加を促進し、障がい者就労施設や在宅就業支援団体等の受注機会の確保並びに障がい者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図るため、本調達方針を作成する。

2 適用範囲

本調達方針は、市の全ての機関が発注する物品等の調達を対象とする。

3 障がい者就労施設等が供給する物品等

本市が契約によって調達する物品等のうち、印刷物、紙製品、ゴム印等、食品類、記念品、小物雑貨、生活雑貨、木製家具等、農作物等、縫製品等、役務（クリーニング、施設等の清掃・除草、テープ起こし等）等は、障がい者就労施設等において供給できるものとする。

4 調達目標の設定

本市においては、計画的な障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績額が前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものとする。

5 対象となる施設等

本調達方針の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する以下の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設（障害者支援施設）
- (2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設（地域活動支援センター）
- (3) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設（障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設）

- (4) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者（在宅就業障害者）
- (8) 障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する団体（在宅就業支援団体）

6 共同受注窓口の活用

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する窓口である。

なお、共同受注窓口を活用する等、契約上障がい者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障がい者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合は、障がい者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

7 調整担当部署

調達方針の作成及び見直し、庁内への周知等に関する事務は、健康福祉部障がい福祉課が行う。

8 調達の推進方法

- (1) 調整担当部署は、障がい者就労施設等が提供することができる物品等を確認の上、庁内各部署への情報提供をする。
- (2) 障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するための物品等の調達に当たっては、事務用消耗品に限らず、必要性が新たに生じた場合はイベント、キャンペーン等での啓発用物品、記念品、軽食の活用等発注可能な物品等を適用部署において十分に検討するように努めるものとする。
- (3) 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの

物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努めるものとする。

- (4) 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等との契約が円滑に進むよう障がい者就労施設等に対して、性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧な説明に努めるものとする。
- (5) 障がい者就労施設等からの優先調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

9 調達実績の公表

調達実績については、毎年度会計年度終了後に前年度分の物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

10 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するため、必要に応じて本調達方針の見直しを行うものとする。

11 適用日

この方針は、令和7年4月1日から適用する。